

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年10月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	起動操作中において、原子炉保護系の原子炉圧力の計測に用いている計器の元弁が、本来開いているべきところ閉まっていることにより、原子炉保護系における計測が正しく行われていなかったため本日午前7時37分、保安規定に定める「運転上の制限」を満足していないと判断した。また非常用復水器系が動作不能であると判断し、午前8時37分、「運転上の制限」の逸脱と判断したため、復旧操作を行い対応検討	A s	10月30日公表済 (PDF91KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（B）出口弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	高圧注水系ポンプテストバイパス弁開閉表示用リミットスイッチに位置ズレが認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
3	1号機	高圧注水系ポンプテストバイパス弁開度指示計に指示不良（全閉で3%指示）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
4	1号機	廃棄物処理建屋地下1階東側タンク室扉上部の通気口の金網固定ボルトに外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
5	1号機	起動操作のための制御棒（22-35）引抜き操作において、通常の駆動水差圧でのノッチ操作が出来ないため、駆動水差圧を調整及び対応検討	D	
6	2号機	所内ボイラ（A）起動操作において、点火バーナの着火不良が認められたため、当該バーナを点検・清掃	D	
7	2号機	中央操作室設置の火災報知器受信盤所内ボイラ室ハロン手動運転可能表示灯に不点灯が認められたため、当該装置の表示回路を点検・修理	D	
8	3号機	取水設備バー回転式・トラベリングスクリーン（B系）点検において、洗浄水・スプレー配管取合い部フランジ面（全数）に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	3号機	タービン建屋地下1階南東側壁面（復水脱塩装置脱塩塔室NO. 5～6脱塩塔間）のひびより雨水浸入が認められたため、当該壁を点検・修理	D	
10	3号機	湿分分離器（No. 4）内部溶接部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
11	3号機	補機冷却海水系海水ポンプ（B）出口逆止弁点検において、弁体シートライニング部に損傷が認められたため、当該部を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	原子炉建屋2階除染水(純水)元弁の修理作業において、作業許可前に作業を着手したことが認められたため、対応検討	C	
13	3号機	タービン建屋地下復水器室抜管エリア北東コーナー上部壁の配管貫通部に雨水浸入(1滴/6秒)が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	送電線(夜ノ森線2号)後備保護装置点検において、手動・自動切替ボタンの動作不良が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	プロセス放射線モニタ機能検査において、検査要領書の検査手順に誤記が認められたため、当該検査要領書を訂正し、検査を再開	D	
16	6号機	計器設定に関する確認において、ターニングポンプ出口圧力(運転表示用)圧力スイッチ等の計器仕様書記載のヘッド補正值に誤記(計9台)が認められたため、対応検討	C	
17	6号機	原子炉再循環MGセット建屋ホイス(20t)を使用するにあたって、使用許可及び鍵の借用申請をしないままに使用したため、対応検討	C	
18	6号機	主タービン電気油圧式制御装置用ヒータファン(1)電動機点検において、ファン部に亀裂(4枚中1枚)が認められたため、当該部を修理	D	
19	6号機	主タービン電気油圧式制御装置配管継手部の浸透探傷検査において、主蒸気加減弁(N0.2)用継手(1箇所)に線状指示模様が認められたため、当該継手を交換	C	
20	6号機	計器設定に関する確認において、復水貯蔵タンク水位信号変換器の計器仕様書記載のヘッド補正值に誤記が認められたため、対応検討	C	
21	6号機	タービン建屋2階除染場から1階大物搬入口近傍に、洗浄水の滴下(約0.5L、汚染なし)が認められたため、原因調査及び対応検討	D	
22	集中環境施設	洗濯廃液処理設備消泡剤タンク液位計下部元弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	その他	低レベル放射性廃棄物ドラム缶搬出検査設備外観・線量当量率測定装置に動作不良(タッチパネル不動作)が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで